

# 結婚新生活支援補助金

～新婚世帯の新生活を応援します！～



最大 夫婦がともに 29歳以下なら  
30万円 最大60万円

対象期間：令和3年1月1日(金)～令和4年3月10日(木)に結婚された世帯  
申請期間：令和3年7月1日(木)～令和4年3月10日(木)まで  
※予算に達した時点で受付を終了する可能性があります。

## 対象経費

- 住宅の取得費用（購入費、建築費）
  - 住宅の賃借費用（賃料、礼金、共益費、仲介手数料）
  - 引越し費用（引越し業者、運送業者に支払った費用）
- 〔 ・住宅手当等が支給されている場合は、支給分を差し引いた額が対象  
・賃料、共益費については、婚姻日より1ヶ月前の同居した日から対象 〕

## 対象世帯

- 対象期間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- 婚姻届が受理された時点で、夫婦がともに39歳以下
- 令和3年度(令和2年中)の夫婦の所得額が400万円未満の世帯

- 〔 ・給与所得の場合、夫婦の収入540万円程度が目安。  
・結婚を機に離職し申請時に無職の場合は、離職した方の所得は0円とみなす。  
・貸与型の奨学金を返済している場合は、令和2年1月1日～令和2年12月31日までの返済額を差し引いた額を所得とする。 〕

- 過去にこの制度に基づく補助金を受けていないこと
- 申請時に、夫婦が申請に係る住宅に住所を有していること
- 補助金の交付を受けた日から1年以上、申請対象の住宅に定住する意思があること
- 静岡県が実施するオンライン講座を受講すること



詳しくは焼津市HPをチェック！

<https://www.city.yaizu.lg.jp/g02-001/chihouseisei/kekkon2.html>

行政経営部 政策企画課（本庁舎4階）  
電話：054-626-2141 メール：kikaku@city.yaizu.lg.jp




# 申請手続きの流れ

## 申請書類の提出

令和4年3月10日(木)までに、次の書類を提出してください。

	確認	書類
①		結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書 (第1号様式)
②		婚姻届受理証明書(婚姻届を提出した自治体にて取得)又は婚姻後の戸籍謄本(本籍地にて取得)
③		住民票(世帯全員の記載があるもの)
④		夫及び妻の令和3年度の課税(所得)証明書(令和3年1月1日時点で住民登録のある自治体にて取得)
⑤		購入の場合：住宅の購入又は新築に係る契約書 領収書又は支払いが確認できる書類の写し 賃貸の場合：住宅の賃貸借契約書の写し 賃料等の領収書又は支払いが確認できる書類の写し
⑥		夫及び妻の住宅手当支給証明書(第2号様式)
⑦		貸与型奨学金の返済額が分かる書類 (貸与型奨学金を返済している場合)
⑧		転居に係る領収書又は支払いが確認できる書類の写し(転居費用に係る補助金の交付を申請する場合)
⑨		離職票の写し (婚姻を機に離職し、申請時に無職の場合)
⑩		結婚・妊娠・出産・子育てに温かい社会づくり・機運醸成に資する講座の受講証明書




## 市から交付決定兼確定通知を発送

焼津市から申請者へ審査の結果を通知します。



## 請求書の提出

通知を受け取ったら、「請求書(第4号様式)」に必要事項を記入して、焼津市政策企画課へご提出ください。



## 補助金の振込み

内容を確認し、請求された金額を申請者へ振り込みます。